職務分掌規程

- 第1条 組織規則第8条に基づき、本規程を定める。
- 第2条 理事長は連盟を代表して対外的接渉にあたる。
 - 2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長の指示により連盟を代表して対外的接渉にあたる。
 - 3. 理事長の指示を受けた常任理事および各部長はその任務を代行して交渉にあたることが出来る。
- 第3条 常任理事である事務局長の職務は下記の通りとする。
 - (1) 前条により定められた方針のもとに実務的な準備および上記の代表行為およびそのための事前の予備的対外折衝。
 - (2) 組織の運動方針・決議の立案。
 - (3) 機関の決議・決定の布告、通知およびその為の実務の遂行。
 - (4) 事務局の管理と上記実務遂行の為の局員の指導監督。
- 第4条 推薦理事である本部事務所長の職務は下記のとおりとする。
 - (1) 大会等の開催運営に関する実務および開催に関する主管団体の指導。
 - (2) その他連盟事業に関する実務および日常業務の遂行。
 - (3) 事務局長の指示による第3条業務の一部代行。
- 第5条 担当部・委員会の職務は、各担当範囲の政策・方針の企画・立案および事業の実施とする。
 - 2. 担当部・委員会の職務は別表第一に定める通りとする。
- 第6条 理事は担当部・委員会に所属する。
- 第7条 連盟は下記専門委員会およびプロジェクトチーム等を置く。
 - (1) 厚生文化事業委員会。
 - (2) 全国大会検討委員会。
 - (3) アジアろう者友好基金運営委員会。
 - (4) 福祉基本政策プロジェクトチーム。
- 第8条 上記委員会およびプロジェクトチームの職務は下記の通りとする。
 - (1) 厚生文化事業委員会の職務は厚生文化事業運営規程による。
 - (2) 全国大会検討委員会の職務は全国大会検討委員会規程による。
 - (3) アジアろう者友好基金運営委員会の職務は、アジアろう者友好基金運用規程による。

- (4) 福祉基本政策プロジェクトチームの職務は、日本における福祉の基本的なあり 方について研究する。
- 第9条 本部事務所長及び京都事務所長は、事務局長の指揮の下に両事務所の職員の日常 執務を指揮し統括する。
- 第10条 連盟役員には、その年度の予算の範囲内で、職務にあわせて役務手当を支給する。
- 第11条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、評議員会に報告する。

[施行日]

2013年(平成25年) 4月1日

[改正]

2018年(平成30年) 6月9日